

事務連絡
令和5年6月8日

補助事業実施事業所 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課
介護人材グループ

令和3年度香川県介護人材確保事業に係る「消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出について（依頼）

このことについて、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱 第6条（10）に基づき、香川県介護人材確保事業補助金により実施した補助事業について、消費税の申告義務や返還金の有無に関わらず、『消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書』を提出していただく必要がありますので、改めてお知らせいたします。

なお、仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付していただくこととなりますことを申し添えます。

記

- 1 提出期限 令和5年6月30日（金）
- 2 提出書類
 - ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（交付要綱第7号様式）
 - ・報告書の積算の内訳
 - ・補助金の交付決定を受けた年度の消費税の確定申告書の写し
 - ・付表2課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
 - ・特定収入割合が5%を超える公益法人等は特定収入割合が分かる書類 等

※今回の報告対象事業は、令和3年度に実施した補助事業です。 令和4年度事業に関しても、仕入控除税額が確定した場合、速やかに御報告ください。

※詳細につきましては、下記に掲載していますので、必ず御確認ください。

かがわ介護保険情報ネット：ページ ID256

事業者支援情報＞地域医療介護総合確保基金事業（補助金関係）＞消費税及び地方消費税に係る仕入控除税報告書の提出について

香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ <u>牧野</u> 、久下 TEL 087-832-3267 FAX 087-806-0206 E-mail:hs4106@pref.kagawa.lg.jp
--